



県 章

# 三重県公報

平成18年12月26日(火)

第 1842 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	
三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する規則の一部を改正する規則.....	( 生 活 保 障 室 ) 2
議 会 規 則	
三重県議会議事規則の一部を改正する規則.....	( 議 会 事 務 局 ) 2
三重県議会傍聴規則の一部を改正する規則.....	( 同 ) 6
人 事 委 規 則	
三重県人事委員会規則13 2 (職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を 改正する規則.....	( 人 事 委 員 会 ) 6
三重県人事委員会規則 7 23 (地域手当に関する規則)の一部を改正する規則.....	( 同 ) 6
人 事 委 規 則	
教育委	
公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	( 人 事 委 員 会 ) ( 教 育 委 員 会 ) 7
公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則.....	( 同 ) 7
病 院 事 業 庁 管 理 規 程	
三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改 正する管理規程.....	( 病 院 事 業 庁 ) 8
三重県病院事業庁看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程.....	( 同 ) 8
告 示	
平成18年度自衛官の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その 他必要な事項.....	( 市 町 行 財 政 室 ) 8
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定.....	( 障 害 福 祉 室 ) 9
特定第 2 号漁業者の同意が要件に適合している旨.....	( 団 体 支 援 室 ) 9
漁船損害等補償法の規定による付保の同意を求める旨の届出及びその関係調書の縦覧	( 水 産 室 ) 10
公 安 委 告 示	
幹部交番、交番、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	( 公 安 委 員 会 ) 10
訓 令	
三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令.....	( 法 務 ・ 文 書 室 ) 10
議 会 訓 令	
三重県議会委員会傍聴規程.....	( 議 会 事 務 局 ) 11
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨.....	( N P O 室 ) 12
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧.....	( 同 ) 13
特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨.....	( 同 ) 13
同件.....	( 同 ) 14
同件.....	( 同 ) 14
土地改良区役員の就任の届出.....	( 農 地 調 整 室 ) 15
公共測量が終了した旨の通知.....	( 公 共 用 地 室 ) 15
開発行為に関する工事の完了.....	( 建 築 開 発 室 ) 15
一般競争入札を行う旨.....	( 出 納 局 ) 16
同件.....	( 同 ) 17
同件.....	( 同 ) 19
同件.....	( 教 育 委 員 会 ) 22
同件.....	( 同 ) 24

正 報

平成14年3月29日付け三重県公報号外……………(法務・文書室) 26

規 則

三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成十八年十二月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第九十二号

三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する規則の一部を改正する規則

三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する規則(平成十七年三重県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「第二十六条の五」の下に「(規則第二十七条の十四の三第六項において準用する場合を含む。)」を加え、「同期間の請求に係る一般被保険者に係る特定療養費」を「同期間の請求に係る一般被保険者に係る入院時生活療養費の支給(規則第二十七条の十四の三第六項において準用する規則第二十六条の五の規定によるものを除く。)」に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額、同期間の請求に係る一般被保険者に係る保険外併用療養費」に、「同期間における一般被保険者に係る特定療養費」を「同期間における一般被保険者に係る入院時生活療養費の支給(規則第二十七条の十四の三第六項において準用する規則第二十六条の五の規定によるものに限る。)」に要した費用の額、同期間における一般被保険者に係る保険外併用療養費」に改め、「(食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「当該食事療養に係る療養費及び」を「当該食事療養及び生活療養に係る療養費並びに」に改める。

第三条第二号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同条第三号中「同条第四号」を「同項第三号」に改める。

第七条中「受理したときは」を「受理した場合において」に改める。  
附則第三項中「平成十七年度」を「平成十八年度から平成二十一年度までの各年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成十八年度分の三重県国民健康保険調整交付金から適用する。ただし、同年度の九月三十日以前の期間に係る新規則第二条の規定による地域普通調整交付金の額の算定及び新規則第三条の規定による地域特別調整交付金の額の算定については、なお従前の例による。

職 令 規 則

三重県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成十八年十二月二十六日

三重県議会議長 藤 田 正 美

三重県議会規則第一号

三重県議会会議規則の一部を改正する規則

三重県議会会議規則(昭和三十一年三重県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。  
目次中「配布」を「配付」に、「(第二十八条 第三十七条)」を「(第二十八条 第三十七条の二)」に、「(修正案を議題とする時期)」を「(修正案の説明)」に、「及び数字等」を「数字等」に、

「第三十七条 (委員会の中間報告)」を 「第三十七条 (委員会の中間報告)」に、「第四十二条 (議事進行の発言)」を 「第四十二条 (議事進行の発言)」に、「第四十六条 (質疑又は討論の最終)」を 「第四十六条 (質疑又は討論の最終)」に、「第四十六条の二 (選挙及び表決時の発言制限)」を 「第四十六条の二 (選挙及び表決時の発言制限)」に、「(発言の取消し又は訂正)」を 「(発言の取消し又は訂正)」に、

「第四十六条 (質疑、質問又は討論の最終)」に、「(発言の取消し又は訂正)」を 「(発言の取消し又は訂正)」に、  
「第四十六条の二 (選挙及び表決時の発言制限)」に、「(発言の取消し又は訂正)」を 「(発言の取消し又は訂正)」に、

「第五十条の二（委員の議案修正）」を「第五十条の二（委員の議案修正）に、「第六十七条（請願書の記載事項）」を「第六十七条（請願書の記載事項）に、「第八十六条（懲罰の審査）」を「第八十六条の二（代理弁明）」に改める。

第一条第一項中「到着し、議長にその旨を」を「参集し、その旨を議長に」に改める。  
第二条第一項中「はかつて決める」を「諮って定める」に改め、同条第三項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第三条第一項中「会期の」を「毎会期の」に、「決める」を「定める」に改め、同条に次の一項を加える。

4 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

第五条第一項ただし書中「あつた」を「あつた」に、「繰上」を「繰上げ」に改め、同条第一項中「繰上」を「繰上げ」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第六条第三項中「あつた」を「あつた」に改める。

第八条第二項中「欠くおそれがある」を「欠くに至るおそれがあると認める」に改め、同条第三項中「至つた」を「至つた」に改める。

第九条中「あつては」を「あつては」に改める。

第十一条第一項中「連署して」を「連署し、その他のものについては四人以上の賛成者とともに連署して」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「配布」を「配付」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長名をもって、議長に提出しなければならない。

第十二条中「規則」を「会議規則」に改める。

第十三条中「五人」を「四人」に改める。

第十四条中「先立つて」を「先立つて」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第十五条第一項中「なつた」を「なつた」に、「承認」を「許可」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第十五条第二項を次のように改める。

2 前項の許可を求めようとするときは、事件については文書により、動議については文書又は口頭により、提出者から請求しなければならない。

第十六条中「同一事件については、その会期中は」を「事件については、同一会期中は」に改める。

第十七条の見出し及び同条第一項中「配布」を「配付」に改め、同条第二項中「及び会議」を「会議」に改め、同条第三項中「配布」を「配付」に改める。

第十八条第二項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第三項中「できなかった」を「できなかった」に、「終わらなかった」を「終わらなかった」に改める。

第二十一条中「選挙の宣告」を削り、「議場の出入口を閉鎖しなければならない」を「職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する」に改める。

第二十二条第一項中「配布させなければならない」を「配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない」に改め、同条第三項中「議長順に」を「議長の指示に従って、順次」に改める。

第二十三条中「終わった」を「終わった」に、「投票洩れ」を「投票漏れ」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第二十四条第二項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第三項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第二十六条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第二十七条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第二十八条第二項中「会議事件」を「事件」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第二十九条第一項中「会議事件」を「会議に付する事件」に改め、「（請願の委員会付託）及び「先づ」を削り、「聞き」を「聴き」に、「はかり、所管の委員会に審査を付託する」を「諮り、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第二十九条第四項中「質疑質問に対し」を「質疑及び質問に対し」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「議決で」を「会議に諮って」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「互に」を「互いに」に、

「会議事件」を「事件」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、会議に諮って付託することができる。

第三十条中「委員会の報告書」を削り、「まつて」を「待つて」に改める。

第三十一条第一項中「なつた」を「なつた」に改め、「報告し、次いで少数意見者で第五十六条（少数意見の留保）第二項の手続きを行った者が少数意見の」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「前二項」に、「報告書又は少数意見報告書を配布し、若しくは」を「報告書若しくは少数意見報告書を配付し、又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五十六条第二項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が二個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

第三十二条の見出しを「修正案の説明」に改め、同条中「少数意見者」を「少数意見」に、「終つた」を「終わつた」に、「修正案を議題とし、発議者をして説明させる」を「修正案の説明をさせる」に改める。

第三十三条中「ついで、修正案の提出者又は説明者」を「関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のため出席者」に改める。

第三十四条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第三十五条の見出し中「及び数字等」を「数字等」に改める。

第三十六条第二項中「終る」を「終わる」に改め、同条第三項中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改め、「付託事件を議題とする時期」を削り、「求めたうえ」を「求めた上」に改める。

第三十七条中「必要がある」を「必要があると認める」に改め、同条に次の一項を加える。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議長に申し出て、中間報告をすることができる。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(再審査のための付託)

第三十七条の二 議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一又は他の委員会に付託することができる。

第三十八条ただし書中「許し」を「許可」に改める。

第三十九条第一項ただし書中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「当つても」を「当たつても」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨を、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

第四十条第一項中「こえては」を「超えては」に改める。

第四十一条第二項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(質問)

第四十二条の二 議員は、県の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

第四十五条第二項中「終る」を「終わる」に改める。

第四十六条の見出し中「質疑」を「質疑、質問」に改め、同条第一項中「質疑質問」を「質疑、質問」に、「終つた」を「終わつた」に、「その終結」を「その終結」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 質疑、質問又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、その終結の動議を提出することができる。第四十六条第三項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(選挙及び表決時の発言制限)

第四十六条の二 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を要求することができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

第四十七条の見出しを「(発言の取消し又は訂正)」に改め、同条中「、自己の発言を取り消す」を「自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第五十条中「聞く」を「聴く」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第五十条の二の次に次の一条を加える。

(分科会又は小委員会)

第五十条の三 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。  
第五十三条第一項中「及び期間等につき」を、「期間等について」に改め、同条第二項中「法第九十九条の二第三項」を「法第九十九条の二第四項」に、「ときも、また同様とする」を「ときは、前項の規定を準用する」に改める。

第五十四条中「及び経費等」を、「経費等」に改める。

第五十五条第一項中「委員会が閉会中もなお」を「委員会は、閉会中もなお」に改め、同条第二項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第五十七条中「委員会が」を「委員会は」に、「終つた」を「終わった」に改める。

第五十八条第一項中「とらふ」と「採らふ」とに改め、同条第三項を削る。

第六十二条第二項を次のように改める。

2 前項ただし書の表決において、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して異議があるときは、議長は、起立により表決を採らなければならない。

第六十三条第一項中「議長が起立によつて」を「議長は、起立によつて」に改め、同条第二項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第六十四条第一項ただし書中「よつて」を「よつて」に改める。

第六十五条中「第二十一条（議場の出入口閉鎖）、第二十二条（投票）、第二十三条（投票の終了）、第二十四条（開票及び投票の効力）、第二十五条（選挙結果の報告）第一項、第二十六条（選挙に関する疑義）及び第二十七条（選挙関係書類の保存）」を「第二十一条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条及び第二十七条」に改める。

第六十六条第二項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第三項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第四項中「とる」を「採る」に改め、同条第五項中「よつて」を「よつて」に改める。

第六十七条第一項中「請願者の」を「並びに請願者の」に、「あつては」を「あつては」に、「議長」を「議長」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(請願の紹介の取消し)

第六十七条の二 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

第六十八条第一項中「配布」を「配付」に改め、同条第二項中「氏名、紹介議員」を「及び氏名並びに紹介議員」に改める。

第七十条第二項中「あつた」を「あつた」に改める。

第七十一条第一項中「意見を付け」を削り、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第七十二条中「議長は、陳情書又はこれに類するものでその内容が請願に適合する」を「陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認める」に改める。

第七十三条中「あつた」を「あつた」に改める。

第七十四条第二項中「何人も」を「何人も」に改める。

第七十五条第一項中「辞表書」を「辞表」に改め、同条第二項中「前項の辞表は」を「前項の辞表の提出があつたときは、その旨を」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第七十六条第一項中「辞表書」を「辞表」に改める。

第七十七条中「要求の理由」を「その理由」に改める。

第七十八条中「要求については」を「場合においては」に、「第二十九条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第三項」を「第二十九条第四項」に改める。

第八十条第二項中「互に」を「互いに」に改める。

第八十二条第一項中「登つては」を「登つては」に改め、同条第三項中「会議に必要なものの外は」を「会議に必要なもののほかは」に改める。

第八十三条中「会議中は」を「何人も、会議中は」に改める。

第八十四条中「すべて」を「法又はこの会議規則に定めるもののほか」に改め、同条ただし書中「はかつて」

を「諮って」に改める。

第八十五条第一項中「もつて」を「もつて」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に改める。

第八十六条第一項中「はかり」を「諮り」に改め、同条第二項中「第二十九条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第三項」を「第二十九条第四項」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（代理弁明）

第八十六条の二 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議又は委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第八十七条中「よつて」を「よつて」に改める。

第九十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 議事は、録音その他議長が適当と認める方法によって記録する。

第九十三条の見出し中「配布」を「配付」に改め、同条中「その写しを」を「又は当該会議録に記載された事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を作成して、」に、「配布」を「配付」に改める。

第九十四条第一項中「会議録」を「前条の会議録」に、「取消を」を「取消しを」に改め、「（発言の取消）」を削り、「取消した」を「取り消した」に、「掲載しない」を「掲載又は記録しない」に改め、同条第二項を削る。

第九十五条中「三名」を「三人」に改める。

第九十六条第二項中「当たつては」を「当たつては」に改める。

第九十七条中「規則」を「会議規則」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県議会議長

藤 田 正 美

三重県議会規則第二号

三重県議会傍聴規則の一部を改正する規則

三重県議会傍聴規則（昭和三十九年三重県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「傍聴」を「会議の傍聴」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 人 事 委 員 会 規 則

三重県人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の規定に基づき、

三重県人事委員会規則二三 二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長

渡 辺 八 尋

三重県人事委員会規則一三 二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則一三 二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。  
第十一条第十一号中「生後満一年六月」を「生後満一年九月」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七 二三（地域手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長

渡 辺 八 尋

三重県人事委員会規則七 二三（地域手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七 二三(地域手当に関する規則)の一部を次のように改正する。

「 附則別表中 百分の一 別に定める地域 」	を	「 百分の一・七 別に定める地域 」	に改める。
------------------------------------	---	-----------------------------	-------

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の地域手当に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成十八年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において改正前の地域手当に関する規則に規定する地域手当の支給割合に基づき職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定により適用日以後の分として支給された給与は、新規則に規定する地域手当の支給割合に基づき給与の内払とみなす。

人 事 規 則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

- 三重県人事委員会規則 第十二号
- 三重県教育委員会規則 第十三号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年 三重県人事委員会規則 第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十五号中「生後満一年六月」を「生後満一年九月」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

- 三重県人事委員会規則 第十四号
- 三重県教育委員会規則 第十四号

公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の地域手当に関する規則(平成十八年 三重県人事委員会規則 第二号)の一部を次のように改正する。

「 附則別表中 百分の一 別に定める地域 」	を	「 百分の一・七 別に定める地域 」	に改める。
------------------------------------	---	-----------------------------	-------

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の地域手当に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成十八年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において改正前の公立学校職員の地域手当に関する規則に規定する地域手当の支給割合に基づき公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定により適用日以後の分として支給された給与は、新規則に規定する地域手当の支給割合に基づき給与の内払とみなす。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県病院事業庁長 浦 中 素 史

三重県病院事業庁管理規程第十五号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

(第六条の読替え)

2 当分の間、採用による欠員の補充が特に困難であると管理者が認めるものを占めることとなる職員については、第六条第二項中「百分の十五」とあるのは「百分の三十」と読み替えるものとする。

附則

この管理規程は、平成十九年一月一日から施行する。

三重県病院事業庁看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県病院事業庁長 浦 中 素 史

三重県病院事業庁管理規程第十六号

三重県病院事業庁看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁看護師修学資金貸与規程(平成十八年三重県病院事業庁管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県外にある」を削る。

第二条第二号中「昭和二十二年法律第二十六号」及び「県外にあるものに限る。」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号中「昭和二十二年法律第二百三十三号」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校(県内にあるものに限る。)を卒業し、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十一条第一号に規定する学校(県内にあるものに限る。)に在学している者

第三条第一号中「前条第一号」の下に「又は第二号」を加え、同条第二号中「前条第二号」を「前条第三号」に改める。

第四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 高等学校の卒業証明書(保健師助産師看護師法第二十一条第一号に規定する学校(県内にあるものに限る。))に在学している者(限る。)

附則

この管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第861号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項の規定(同令第118条においてその例によることとされる場合を含む。)により、平成18年度自衛官(2等陸士、2等海士及び2等空士)の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成18年12月26日

三重県知事 野 田 昭 彦

1 募集期間

- 平成19年3月、4月採用(第4回)  
平成19年1月24日まで
- 2 採用試験の試験期日  
平成19年3月、4月採用(第4回)  
平成19年1月25日
- 3 試験場の位置及び名称  
津市久居新町975 陸上自衛隊久居駐屯地
- 4 その他必要な事項
- (1) 応募資格
- ア 平成19年4月1日現在、18歳以上27歳未満である男子  
イ 日本国籍を有する者  
ウ 自衛隊法第38条第1項に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 受付場所等
- ア 自衛隊三重地方協力本部(本部)  
津市桜橋1丁目91(電話 059-228-4722)  
HP:http://www.mie.plo.jda.go.jp/ E mail:recruit1@mie.plo.jda.go.jp
- イ 自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所  
四日市市鷺の森1丁目14-11 阿部ビル2階(電話 059-351-1723)
- ウ 自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所  
津市本町29-24 オキナマンション1階(電話 059-224-4324)
- エ 自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所  
伊勢市神久2丁目1-58 角屋ビル2階(電話 0596-23-3880)
- オ 自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所  
伊賀市緑ヶ丘東町1023-1(電話 0595-21-6720)
- カ 自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所  
熊野市井戸町802-13(電話 0597-85-2214)

## 三重県告示第862号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成18年12月26日

三重県知事 野呂昭彦

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410700310	有限会社若芽	松阪市久保町490番地	ホームケアわかめ	松阪市久保町490番地	居宅介護	平成19年1月1日
2410700310	有限会社若芽	松阪市久保町490番地	ホームケアわかめ	松阪市久保町490番地	重度訪問介護	平成19年1月1日

## 三重県告示第863号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成18年12月26日

三重県知事 野呂昭彦

区 域	区 分
若松区域(鈴鹿市漁業協同組合のうち若松の地区)	小型底びき網漁業及び籠漁業(総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網及び籠を使用して営む漁業)
安乗区域(志摩の国漁業協同組合の地区のうち安乗の地区)	中型まき網漁業(合計総トン数10トン以上40トン未満の漁船によるものをいう。)及び雑魚定置漁業

三重県告示第864号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第5条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成18年12月26日

三重県知事 野呂昭彦

1 届出事項

発起人		加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住所	氏名		
志摩市	浜田 春芳	布施田	布施田漁業協同組合
志摩市	坂口 新一	布施田	布施田漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成18年12月26日から平成19年1月9日まで

(2) 縦覧場所

志摩市志摩町布施田384 布施田漁業協同組合

公安委告示

三重県公安委員会告示第150号

幹部交番、交番、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区(昭和45年三重県公安委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

平成18年12月26日

三重県公安委員会委員長 水谷令子

表津南警察署の項中「戸木町」の次に「青葉台一丁目、青葉台二丁目」を加え、同表松阪警察署の項中「松阪市嬉野中川町」を「松阪市嬉野中川新町四丁目」に改め、「嬉野野田町」の次に「嬉野中川新町一丁目、嬉野中川新町二丁目、嬉野中川新町三丁目、嬉野中川新町四丁目」を加える。

訓令

三重県訓令第28号

庁中一般  
地域機関

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成18年12月26日

三重県知事 野呂昭彦

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県公文書管理規程(平成18年三重県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 個人情報の有無及び存否区分の存否を記入又は入力すること。

第20条第1項に次の1号を加える。

(8) 開示用件名については、個人情報等非開示情報(三重県情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報をいう。)に該当するおそれのある情報を記入又は入力しないこと。

第7号様式中

取扱区分	通常 書留 配達証明 内容証明 電報 速達 配達記録 ファクシミリ 電子メール 総合文書管理システム LGWAN文書交換 その他 ( )
------	--

を

取扱区分	通常 書留 配達証明 内容証明 電報 速達 配達記録 ファクシミリ 電子メール 総合文書管理システム LGWAN文書交換 その他 ( )
個人情報	存否区分

に、

標 題		を
標 題		に、
開示用件名		

「注 1 回議は、必要最小限の範囲に止めること。

2 コンピュータシステムにより起案様式を作成する場合は、この様式に準じて作成することができる。」

「注 1 開示用件名に個人情報等非開示情報が記載されていないか注意すること。

2 回議は、必要最小限の範囲に止めること。

3 コンピュータシステムにより起案様式を作成する場合は、この様式に準じて作成することができる。」

改める。

附 則

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

### 議 会 訓 令

三重県議会委員会傍聴規程をここに公布します。

平成18年12月26日

三重県議会議長 藤 田 正 美

三重県議会訓令第7号

三重県議会委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重県議会委員会条例(昭和31年三重県条例第65号)第19条第2項の規定に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、議員席、一般席及び県政記者席に区分する。

2 一般席の定員は、各委員会10人とする。

(県政記者の傍聴)

第3条 三重県議会傍聴規則(昭和39年三重県議会規則第1号)第5条第1項の規定による傍聴章の交付を受けた県政記者は、委員会を傍聴することができる。

(傍聴人)

第4条 この規程において「傍聴人」とは、議員及び傍聴章の交付を受けた県政記者以外の者で、委員会傍聴券(別記様式)の交付を受け、委員会の傍聴をしようとする者をいう。

(傍聴の受付)

第5条 傍聴の受付は、委員会開会予定時刻の30分前から議事堂1階の案内所で行う。

2 傍聴を希望する者(以下「傍聴希望者」という。)は、傍聴受付票の交付を受けるものとする。

(傍聴希望者が定員以下となった場合の傍聴人の決定方法)

第6条 委員会開会予定時刻の10分前に傍聴希望者が定員以下となった場合、傍聴受付票の番号順に順次定員までを傍聴人とし、委員会傍聴券を交付する。

(傍聴希望者が定員を超えた場合の傍聴人の決定方法)

第7条 委員会開会予定時刻の10分前に傍聴希望者が定員を超えた場合は、それまでに受け付けた傍聴希望者のうちから抽選の方法により傍聴人を決定し、委員会傍聴券を交付する。

(傍聴人の退室による補充の傍聴人の決定方法)

第8条 傍聴人の退室により補充を行う場合は、議事堂1階の案内所で待機している傍聴希望者のうち、傍聴受付票の番号順に順次定員までを傍聴人とし、委員会傍聴券を交付する。

(委員会室への入室、退室等)

第 9 条 傍聴人は、係員の指示に従い、静粛に委員会室へ入らなければならない。

2 委員会傍聴券は、発行当日に限り有効とする。

3 傍聴人は、傍聴を終え退室しようとするときは、委員会傍聴券を議事堂 1 階の案内所に返還しなければならない。

(委員会室に入ることができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会室に入ることができない。

- (1) 張り紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器、ラジオその他の音響装置の類を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第 1 号から第 3 号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、傍聴するときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (3) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。
- (4) 楽器の類、音響装置の類その他により騒音を発する行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) その他委員会室の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 委員長は、前項の規定により退場を命ぜられた者については、当日の入場を禁止することができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は委員長がこれを決定する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式 (第 4 条関係)

委員会・申出書番号	
<table border="1" style="width: 80%; margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">委員会傍聴券</td> </tr> </table>	委員会傍聴券
委員会傍聴券	
年 月 日 (当日限り有効)	
三重県議会	

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則 (平成10年三重県規則第69号) 第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年12月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

## 1 認証年月日

平成18年12月26日

## 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

## (1) 名称

特定非営利活動法人伊賀ネットワーク

## (2) 代表者の氏名

大野 貢

## (3) 主たる事務所の所在地

伊賀市馬場1078番地の3

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、介護保険を利用する高齢者や障害者自立支援法を利用する障害者（児）に対する生活支援及び地域住民に対する啓発に関する事業を行い、もって地域住民の社会福祉向上に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民センターに備え置いて、平成19年2月15日まで縦覧に供します。

平成18年12月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

## 1 申請のあった年月日

平成18年12月15日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

## (1) 名称

特定非営利活動法人介護専門・アニマルセラピー協会わんとほーむ

## (2) 代表者の氏名

川村 貫慈

## (3) 主たる事務所の所在地

三重郡川越町大字豊田字豊福598番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、ホームヘルパー2級及び1級、介護福祉士、看護師、作業療法士、理学療法士等の資格所有者のみが受講可能である、アニマルセラピー専門士（在宅動物介在専門士）を養成するスクールを開校し、当協会にて認定された者のみが、介護予防におけるアニマルセラピーの実施を可能とし、現在全国の病院や施設などで行われている動物介在療法・動物介在活動及び教育よりも、様々な知識・経験・実績を持った専門職による質の高いサービス提供をしていく事が可能となる。更に、その質の高いアニマルセラピーを実施・普及させると共に、保健所等で捕獲されている殺処分予定の犬を引き取り、その犬をセラピードッグとして育成し、少しでも多くの犬の命を救い、動物愛護・福祉へ貢献していく事も目的とする。又、将来的には介護保険加入者が、アニマルセラピーを安い単価にてサービスが受けられるよう、介護予防におけるアニマルセラピーの重要性を県市町村及び国へ、研究や実践を通し訴えていき、アニマルセラピーが介護保険に適用される社会の実現を目指し、在宅を中心として生活している高齢者・障害者・不登校児・嗜癖問題者及びその家族、又、それらに関わる全ての人々に対する社会参加や社会復帰、及び自立を支援すると共に、心豊かな社会生活の実現に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年12月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成18年12月25日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 s k y

(2) 代表者の氏名

中村 章子

(3) 主たる事務所の所在地

伊勢市小俣町新村312番地 8

(4) 定款に記載された目的

この法人は、なんらかの手助けを希望する人々を対象にたすけあいの精神に基づいた福祉サービス活動を受手と担い手が対等な関係を保ちつつ行い、その活動を軸にし、老人、子供、ハンデーキャップを持った人達が安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め、もって福祉の向上及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年12月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成18年12月26日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人みえ青少年先導指導会

(2) 代表者の氏名

末松 則子

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市白子駅前18番地の15

(4) 定款に記載された目的

この法人は、青少年に対して、指導、育成に関する事業を行う事により、青少年犯罪を未然に防止し、地域社会に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年12月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成18年12月25日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人MCサポートセンター

(2) 代表者の氏名

松岡 典子

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市大字西別所302番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、母子の健全育成をサポートするため、女性と子どもに対して、体と心の育成の支援に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

平成18年12月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

市場土地改良区（四日市市場町1629番地）

就任理事

四日市市場町1289番地の1

石 垣 信 正

” ” 1814番地

館 倉 一

” ” 1691番地

相 馬 敏

” ” 2146番地

齋 藤 和 美

” ” 2098番地 1

谷 口 正 美

就任監事

四日市市場町1324番地

齋 藤 禎 璋

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成18年10月24日に終了した旨、桑名市長から通知がありました。

平成18年12月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び現況図作成）

2 作業地域

桑名市寿町二丁目、桑栄町、駅元町、有楽町及び中央町一丁目大字東方

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成18年12月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成18年 12月5日	亀山市住山町字石塚644 - 1ほか8筆	鈴鹿市国府町字石丸7669 - 57 有限会社メガテック 代表取締役 駒 月 康 久 鈴鹿市三日市南3丁目9-9 駒 月 康 久
平成18年 12月6日	伊勢市小俣町本町1104	大阪府大阪市北区大淀中1丁目1 - 88 積水ハウス株式会社 代表取締役 和 田 勇
平成18年 12月7日	亀山市亀田町津船353 - 3ほか2筆 ” ” 眞船347ほか6筆 1工区	多気郡明和町大字金剛坂1356 池田建設株式会社 代表取締役 池 田 幸 弘
平成18年 12月11日	伊勢市神久4丁目354	伊勢市村松町1352 - 3 有限会社輝報企画 代表取締役 田 中 秋 彦
平成18年 12月11日	員弁郡東員町大字長深字道進2276 - 1	桑名市東正和台5丁目9 - 5 伊 藤 和 広 伊 藤 朋 佳
平成18年 12月11日	亀山市布気町大咀951 - 3ほか7筆	多気郡明和町大字大淀2853 - 18 株式会社土屋建設 代表取締役 土 屋 忠
平成18年 12月11日	三重郡菟野町大字千草字東江野7045 - 539ほか1筆	三重郡菟野町大字菟野1011 - 1 木家研究所株式会社 代表取締役 服 部 幸 毅
平成18年 12月11日	三重郡菟野町大字神森848 - 1の一部ほか1筆	四日市市十七軒町3 - 18 ネットヨタノヴェル三重株式会社 代表取締役 永 井 宏 明

平成18年 12月14日	桑名市多度町香取字高割371番1	桑名市多度町香取98 石川千代子
平成18年 12月15日	松阪市小津町字大坪428-1外4筆	松阪市小津町381 石原徳則
平成18年 12月15日	松阪市伊勢寺町字中谷垣内981-5ほか5筆	愛知県稲沢市天池五反田町1 株式会社サークルKサンクス 代表取締役 土方 清
平成18年 12月15日	三重郡川越町大字北福崎字宮下398	三重郡川越町大字南福崎360 松岡正道

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成18年12月26日

三重県知事 野呂昭彦

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 委託業務名

平成18年度建設資材価格特別調査（第2回）業務

##### (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

##### (3) 委託期間

契約締結の日から平成19年3月23日（金）までとします。

##### (4) 委託業務履行場所

三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所

#### 2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

#### 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年1月9日（火）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

#### 4 入札手続等に関する事項

##### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局出納総務室 担当 土性、加納

電話 059-224-2772

##### (2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成18年12月26日（火）から平成19年1月9日（火）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

##### (3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年1月12日（金）午前11時

場所 三重県津市広明町13番地  
三重県庁 1階 第108会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成18年12月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

ア 土木施設パトロールカー（3400ccクラス以上ダンプタイプ、Wキャブショートタイプ、最大積載量1.75～2トン積） 1台

イ 土木施設パトロールカー（3400ccクラス以上ダンプタイプ、Wキャブロングタイプ、最大積載量1.75～2トン積） 1台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成19年3月30日（金）

(4) 納入場所

ア 鈴鹿建設事務所（三重県庁で検収後）

イ 桑名建設事務所（三重県庁で検収後）

## 2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

## 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年1月11日（木）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 入札説明書（仕様書）に示す特質等を有することを示す機能及び価格証明書

## 4 入札手続等に関する事項

### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局出納総務室契約調整グループ 担当 土性  
電話 059-224-2772

### (2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成18年12月26日（火）から平成19年1月11日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

### (3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年1月17日（水）1の(1)のア 午前10時30分  
1の(1)のイ 午前10時45分

場所 三重県津市広明町13番地  
三重県庁 1階 第106会議室

### (4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。  
場所 (3)に同じです。

### (5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

### イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

### ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

### エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成18年12月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 購入する物件の種類

三重県各庁舎等で使用する電気

(2) 購入する物件の特質等

購入する物件の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 需要場所、需給期間及び予定使用電力量

ア 三重県栄町庁舎（三重県津市栄町1丁目954番地）

需給期間 平成19年4月11日午前0時から平成20年4月10日午後12時まで

予定使用電力量 384,247KWh

イ 三重県吉田山会館（三重県津市栄町1丁目891番地）

需給期間 平成19年4月11日午前0時から平成20年4月10日午後12時まで

予定使用電力量 442,490KWh

ウ 三重県津庁舎（三重県津市桜橋3丁目446-34）

需給期間 平成19年4月11日午前0時から平成20年4月10日午後12時まで

予定使用電力量 1,027,572KWh

エ 三重県久居庁舎（三重県津市久居明神町2501-1）

需給期間 平成19年4月10日午前0時から平成20年4月9日午後12時まで

予定使用電力量 299,960KWh

オ 三重県桑名庁舎（三重県桑名市中央町5丁目71）

需給期間 平成19年4月1日午前0時から平成20年3月31日午後12時まで

予定使用電力量 378,227KWh

カ 木曾岬干拓地排水機場（三重県桑名郡木曾岬町新輪2丁目）

需給期間 平成19年4月4日午前0時から平成20年4月3日午後12時まで

予定使用電力量 74,062KWh

キ 三重県四日市庁舎（三重県四日市市新正4丁目21-5）

需給期間 平成19年4月1日午前0時から平成20年3月31日午後12時まで

予定使用電力量 836,616KWh

ク 三重県鈴鹿庁舎（三重県鈴鹿市西条5丁目117）

需給期間 平成19年4月3日午前0時から平成20年4月2日午後12時まで

予定使用電力量 347,387KWh

- ケ 三重県伊賀庁舎 (三重県伊賀市四十九町2802)  
需給期間 平成19年4月3日午前0時から平成20年4月2日午後12時まで  
予定使用電力量 801,254KWh
- コ 三重県松阪庁舎 (三重県松阪市高町138)  
需給期間 平成19年4月8日午前0時から平成20年4月7日午後12時まで  
予定使用電力量 542,703KWh
- サ 三重県伊勢庁舎 (三重県伊勢市勢田町622)  
需給期間 平成19年4月5日午前0時から平成20年4月4日午後12時まで  
予定使用電力量 663,135KWh
- シ 三重県志摩庁舎 (三重県志摩市阿児町鷓方3098 - 9)  
需給期間 平成19年4月3日午前0時から平成20年4月2日午後12時まで  
予定使用電力量 531,493KWh
- ス 三重県尾鷲庁舎 (三重県尾鷲市坂場西町1番1号)  
需給期間 平成19年4月12日午前0時から平成20年4月11日午後12時まで  
予定使用電力量 500,006KWh
- セ 三重県熊野庁舎 (三重県熊野市井戸町371)  
需給期間 平成19年4月16日午前0時から平成20年4月15日午後12時まで  
予定使用電力量 376,876KWh

(4) 業種及び用途  
官公署 (事務所)

(5) 供給計画等  
仕様書に示すとおりです。

## 2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則 (以下「規則」といいます。) 第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第3条第1項により経済産業大臣の許可を受けている一般電気事業者又は同法第16条の2第1項により経済産業大臣に届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (6) 特定規模電気事業者にあつては、電気の供給実績があること。
- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けていない者であること。

## 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年1月15日 (月) 午後5時15分までに4の(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国 (公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その3 未納税額のない証明用)」 (所管税務署が過去6月以内に発行したものです。) の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」 (三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。) の写し
- (4) その他入札説明書に示す書類等

## 4 入札手続等に関する事項

### (1) 担当部局等

1の(3)のアからエまで

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局出納総務室 担当 石黒、富岡

電話 059-224-2772

## 1 の(3)のオ及びカ

〒511-8567 三重県桑名市中央町 5 丁目71

三重県出納局会計支援室 地域出納グループ (桑名市駐在) 担当 藤川  
電話 0594-24-0074

## 1 の(3)のキ

〒510-8511 三重県四日市市新正 4 丁目21 - 5

三重県出納局会計支援室 地域出納グループ (四日市市駐在) 担当 中村  
電話 059-352-0690

## 1 の(3)のク

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5 丁目117

三重県出納局会計支援室 地域出納グループ (鈴鹿市駐在) 担当 垣野  
電話 059-382-9790

## 1 の(3)のケ

〒518-8533 三重県伊賀市四十九町2802

三重県出納局会計支援室 地域出納グループ (伊賀市駐在) 担当 木下  
電話 0595-24-8300

## 1 の(3)のコ

〒515-0011 三重県松阪市高町138

三重県出納局会計支援室 地域出納グループ (松阪市駐在) 担当 中川  
電話 0598-50-0599

## 1 の(3)のサ及びシ

〒516-8566 三重県伊勢市勢田町622

三重県出納局会計支援室 地域出納グループ (伊勢市駐在) 担当 堀田  
電話 0596-27-5324

## 1 の(3)のス

〒519-3695 三重県尾鷲市坂場西町 1 番 1 号

三重県出納局会計支援室 地域出納グループ (尾鷲市駐在) 担当 鈴木  
電話 0597-23-3620

## 1 の(3)のセ

〒519-4393 三重県熊野市井戸町371

三重県出納局会計支援室 地域出納グループ (熊野市駐在) 担当 川端  
電話 0597-88-0210

## (2) 入札説明書 (仕様書) の配布方法

## ア 配布期間

平成18年12月26日 (火) から平成19年1月12日 (金) まで (三重県の休日を定める条例 (平成元年三重県条例第2号) 第1条に規定する休日を除きます。) の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

## イ 配布場所

(1)の各場所において配布します。また、1の(3)のオからセまでについては、三重県出納局出納総務室 (三重県津市広明町13番地) においても配布します。

## (3) 競争入札参加資格の確認結果通知

平成19年1月19日 (金) に通知します。

## (4) 入札書提出の日時及び場所

## ア 日時 平成19年1月25日 (木)

1 の(3)のア 午前9時45分

1 の(3)のイ 午前10時00分

1 の(3)のウ 午前10時15分

1 の(3)のエ 午前10時30分

1 の(3)のオ 午前11時00分

1 の(3)のカ 午前11時15分

1 の(3)のキ 午前11時30分

- 1の(3)のク 午前11時45分
- 1の(3)のケ 午後1時00分
- 1の(3)のコ 午後1時15分
- 1の(3)のサ 午後1時30分
- 1の(3)のシ 午後2時00分
- 1の(3)のス 午後2時15分
- 1の(3)のセ 午後2時30分

イ 場所

- 1の(3)のアからクまで  
三重県津市広明町13番地  
三重県庁 1階 第106会議室
- 1の(3)のケからセまで  
三重県津市広明町13番地  
三重県庁厚生棟 1階 入札室

(5) 開札の日時及び場所

- 日時 入札書の提出後、直ちに行います。
- 場所 (4)に同じです。

(6) 契約条項を示す場所

- 入札説明書(仕様書)に示すとおりです。

(7) 入札方法等に関する事項

- ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

イ 入札書の記載

- 入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を記載するものとします。

ウ 入札保証金

- 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

- 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

- 落札者は、本公告に示した物件を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

カ 入札の無効

- 本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

- 要

(3) 入札の中止

- 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により公告します。

平成18年12月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入物品及び数量

コンピュータシステム一式 (搬入、設置、調整、ネットワーク工事、電気工事等を含みます。)

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書 (仕様書) で指定する特質等を有することが必要です。

## (3) 納入期限

平成19年3月27日 (火)

## (4) 納入場所

三重県鳥羽市安楽島町1459番地

三重県立鳥羽高等学校 管理・特別教室棟3階 情報実習室及び情報準備室

## 2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則 (以下「規則」といいます。) 第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

## 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年1月15日 (月) 午後3時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国 (公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その3 未納税額のない証明用)」 (所管税務署が過去6月以内に発行したものです。) の写し

(3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」 (三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。) の写し

(4) 入札説明書 (仕様書) に示す特質等を有することを示す機能証明書 (内容等が分かる仕様図面等を含みます。)

(5) 「競争入札参加審査結果 (登録) 通知書 (物件の買入れ等)」の写し

## 4 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒517-0021 三重県鳥羽市安楽島町1459番地

三重県立鳥羽高等学校 担当 安井

電話 0599-25-2935 ファクシミリ 0599-25-2068

## (2) 入札説明書 (仕様書) の配布方法

(1)の場所で、平成19年1月9日 (火) から同月12日 (金) までの午前8時30分から午後5時まで配布します。

## (3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年1月22日 (月) 午後1時30分

場所 三重県鳥羽市安楽島町1459番地

三重県立鳥羽高等学校 管理・特別教室棟1階 校長室

## (4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

## (5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

## イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

## ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

## カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 5 その他

## (1) 契約書作成の要否

要

## (2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

## (3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成18年12月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

## 1 入札に付する事項

## (1) 業務名

三重県立水産高等学校実習船「しろちどり」（総トン数499トン）春季ドック工事

## (2) 履行期間

平成19年3月19日（月）から同月28日（水）までとします。

## (3) 履行場所

落札者が保有するドック内

## (4) 業務の仕様等

入札説明書（仕様書）によります。

## 2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

## (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

## (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

## (5) しろちどりの定係港である和具港から288マイル（約460km）以内の距離に、工事を履行するドックを有すること。

## 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年2月2日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去 2 年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 県内に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

#### 4 入札手続等に関する事項

##### (1) 担当部局

〒517-0703 三重県志摩市志摩町和具2578  
三重県立水産高等学校 担当 高山  
電話 0599-85-0021 ファクシミリ 0599-85-0985

##### (2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成18年12月26日（火）から平成19年1月25日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで配布します。

##### (3) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成19年1月25日（木）午後2時  
場所 三重県志摩市志摩町和具2578  
三重県立水産高等学校 実習船しろちどり内  
なお、入札説明会当日に、工事内容に関する現場説明会を実施します。

##### (4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年2月16日（金）午後2時  
場所 三重県志摩市志摩町和具2578  
三重県立水産高等学校 会議室

##### (5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。  
場所 (4)に同じです。

##### (6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札をする場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

##### イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

##### ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

##### エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1号各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

##### オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

##### カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

#### 5 その他



